

全建事発第 135 号

平成 25 年 3 月 7 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人全国建設業協会

会 長 浅 沼 健 一

〔 公 印 省 略 〕

建設業法で認められる技術又は技能を有する者の的確な確認方法について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は本会の活動につきまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先般、国家資格者証等を偽造した者が建設企業に雇用され、配置技術者になっていた事例が発覚したことから、国土交通省より当会に対して、別添のとおり配置技術者を新規に雇用する際、又は、既雇用者の資格を確認する際は、可能な限り資格を証明する書面の原本確認を行うよう通知がありました。

つきましては、貴会会員企業に対する周知方よろしくお願い申し上げます。

敬 具